

第7回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

1 報告

○ 奨学金返還事務の取組状況について

事務局から資料1により報告を受け、了解された。

また、特別な事情による返還猶予の取扱いによる猶予決定の事後報告分について、事務局から別紙により、過去の監理委員会で承認されたものと同様の経過と認められる4件（1人分）の報告を受け、了解された。

○ 奨学金等の返還請求訴訟の状況について

第6回監理委員会で裁判手続に着手することが承認された二件の案件について、事務局から資料2により訴えの提起を実施したことなどの報告を受け、了解された。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 裁判手続で相手方の人権上の配慮を求めることについて、通常よりも時間が掛かるとしても、実施可能な手段を取られることを求める。

○ 奨学金等の返還免除に係る住民訴訟の状況について

地域改善対策奨学金等（平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権）の返還免除に係る住民訴訟について、事務局から資料3により本市の勝訴が確定したことなどの報告を受け、了解された。

○ その他

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 特別催告の対象者について、手続に応じている方もいるので、引き続き相談しやすい雰囲気での対応を求める。